

～ 保育所等での「新しい生活様式」の実践例 ～

1 保育所等の施設内での感染予防対策

(1) マスクの着用、手洗いの徹底

保育所等職員、送り迎えの保護者や外部業者等は、マスク着用や手洗い・消毒を徹底する。

(2) 身体的距離の確保のための工夫

下記のように工夫をして身体的距離を確保する。

① 給食時

・テーブルの配置や座る間隔を開け、少人数で食事する 等

② 午睡時

・コット、敷布団の間隔を開け、子ども同士が密接して眠らないようにする 等

③ 保育時

・十分な量のおもちゃなどを用意してできるだけ共有を避ける 等

(3) 現在までの感染防止対策の継続

児童や職員の検温（家庭・保育所等ともに）、手洗い・うがい、消毒、換気を引き続き徹底する。

2 保護者等の外部からの感染防止対策

(1) 保護者や業者等の関係者について、保育所等の施設内への立ち入りを原則禁止する（やむを得ない場合は検温・体調確認の上で入室する）。

(2) 児童の家族等に体調不良者がいる場合、当該児童の登園自粛を徹底する。

(3) 各種行事等は、原則中止とする。

3 保育の必要な日・時間帯の再確認による、家庭保育のさらなるお願い

(1) 保護者の勤務状況（保育が必要な日や時間帯）を再確認し、通所児童数を最小限とすることで、保育所等における「3密」の低減を図る。

(2) 保育を必要とする事由が、「育児休業取得中の継続利用（5歳児除く）」である場合は、在籍したまま、家庭保育を依頼する。